

アール・ブリュット（生の芸術）の振興について

1. 政策提案

- 国内およびアジア地域の活動をつなぎ広げていく**アール・ブリュットの“運動”拠点づくり**に向け、本県と連携した取組の実施
- アール・ブリュット作品の**芸術性を評価できる人材の育成**
- **アール・ブリュットの振興による共生社会の実現**に向けた取組の推進
- **障害のある作家の権利を保護するための仕組みづくり**に向けた支援の実施

2. 現状と課題

- 本県では、福祉の取組の歴史の中で生まれ、育まれてきたアール・ブリュットを県民の誇りとしてその魅力を広く発信するとともに、国内のいくつかの地域で始まっている活動をつなぎ、その動きをアジアにまで広げていく運動拠点を目指し検討を行っている。
- しかし、日本では、アール・ブリュットが一般的に美術として受け止められておらず、美術館や福祉施設、医療機関等において、アール・ブリュットへの高い認識や理解を持つ人材が少ない。
- 特に、障害者基本法の改正により、障害のある人が文化芸術活動の担い手として位置づけられたことを踏まえ、アール・ブリュットの振興を共生社会の実現につなげる重要な取組として、推進することが求められる。
- さらに、作品の保存や販売などの場面において、著作権などに配慮した作品の取り扱いが求められるが、制作現場の状況を理解した上で、適切な支援を行うことができる機関がない。

(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

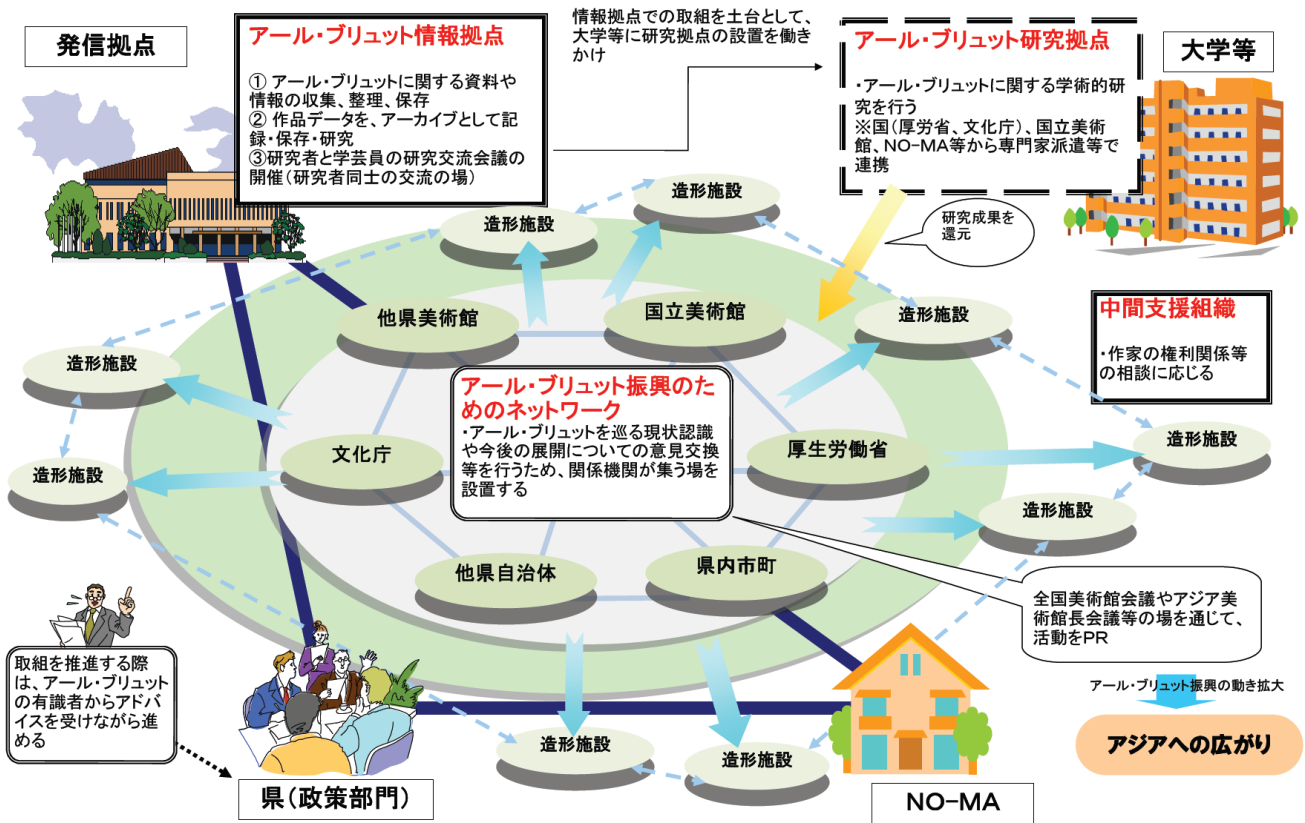
3. 本県の取組状況

- 本県では、糸賀一雄氏をはじめとする先人たちの努力により、1940年代から福祉施設等での造形活動に熱心に取り組まれてきた歴史がある。
- また、障害者の絵画、陶芸などの表現に芸術性を見だし、その作品の保存・活用および人材の育成を先駆的に行うボードレス・アートミュージアムNO-MAに対する支援を独自に行ってきた。
- 昨年3月から本年1月まで、NO-MAの協力によりパリ市立アル・サン・ピエール美術館で開催された「アール・ブリュット・ジャポネ」展は、新しい日本文化を発見するものとして高い評価を受けた。
- このように、本県では、糸賀一雄氏の「この子らを世の光に」という理念を引き継ぎ、障害のある人と無い人の共生社会を実現するために、アール・ブリュットの振興に取り組んでいる。
- 今年度は、アール・ブリュットの魅力発信や、障害のある人の造形活動の推進に向けた取組を行うとともに、今後の発信のあり方や作家の権利保護について、専門家等による委員会を設け検討を実施している。

(政策提案の概要)

- アール・ブリュットの“運動”をつなぎ、国内からアジアにまで広げていくため、本県が検討を行っている発信拠点づくりに対する財政的支援やネットワークへの参画、アジアを視野に入れたネットワークの構築に対する支援など、本県と連携した取組を実施されたい。
- 本県が設置を検討している、研究者や学芸員等の情報交換の場や機会への参画、国が実施する学芸員の研修にアール・ブリュットに関する芸術評価等の内容を盛り込むことなど、中長期的な視野に立った人材育成に本県と連携して取り組まれたい。
- 障害の有無に関わらず、一人ひとりの個人が尊重される共生社会の実現に向けて、来年度に策定が予定されている「次期障害者基本計画」の分野別施策においてアール・ブリュットの振興を位置づけられたい。
- 障害のある作家の権利を保護するため、作家や施設などからの相談に応じ、著作権の取り扱いなどに関する専門的な相談支援を行う機関の設置に対し財政措置を講じられたい。

アール・ブリュットのネットワーク構築イメージ



障害のある人の造形活動を支援する拠点(ソフト)の役割

— 障害のある作家、作家を支える施設が安心して造形活動に取り組むことができる環境づくり

【現状と課題】

- ① 作品の保管(廃棄も含む)、販売、貸し出しの統一的なルールがない
- ② 作家自身の意思を確認できない場合が多い
- ③ 事業所ごとに、造形活動に対する課題(支援の方法・職員のスキル、作品の評価、作品の保管等)を抱えていても、相談できる窓口がない 等

【県に求められる役割】

- ① 作家の権利保護のための事業所向け指針の作成
- ② 指針の活用の促進、作家や作家を支える施設に対する、著作権の取り扱い等に関する専門的なサポート ⇨

造形活動に関する総合的な支援窓口(中間支援組織)の設置

